

文京区補助金等チェックシート

所属 土木部みどり公園課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区生垣造成補助金								
根拠規定等	文京区生垣造成補助金交付要綱								
創設年月	昭和	56	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	33年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	16	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	10年		
見直しの内容	実績報告書の提出について条文追加。交付対象を分かりやすくするため項目追加。								
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	8土木費	3公園緑地費	5緑化事業費	1緑化推進		4生垣造成補助		202	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	区民の安全で良好な生活環境の確保を目的としている。	
補助事業等の内容	生垣新設、既存ブロック塀等撤去に対して補助金を交付する。	
補助対象経費の内容	生垣の造成に要した費用、造成に伴う既存のブロック塀等の撤去費用	
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 区内で新たな生垣造成を行うもの	
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 14,000円を上限とする(生垣新設) 8,000円を上限とする(塀撤去) ただし、補助単価に満たない場合は実費補助。 単位 m) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他	
公募の状況	[その他の場合は具体的に記入]	
	[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 平成5年3月11日付4文士公第272号「東京都文京区生垣造成補助交付要綱の一部改正について」で定められた。(当時の23区の平均単価)	
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 (請求書(写し)、工事写真)	
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合 区 11/40 国 9/40 都 上乗せの内容・理由
	補助対象者 <small>上限額を超える金額</small>	

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	主に200㎡未満の新築時に要望があるため、ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想実施計画(202みどりのふれあい事業)に採りいれており、区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区民の負担を軽減するため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	区全体の緑化率が減少しないため、大きなマイナスの影響は生じない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要件を満たせば誰でも申請できるよう、ホームページや区報、啓発事業で周知を図っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に則った事務処理を行っているため、適正な手続きによって決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	生垣の樹種は様々であり、区民が自由に選定できるためには補助金の交付が一番望ましいと考えている。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	生垣の植栽により、緑化の効果が認められている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地球温暖化対策や緑視率アップに寄与しているため、効果が認められている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区全体の緑視率の向上につながるため、効果は区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数		1	3	3
決算(予算)額	0	112	308	720
国庫支出金		50	137	324
都支出金		0	0	0
その他		0	0	0
一般財源	0	62	171	396
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	生垣新設 個人宅 3件(11m、4m、7m)			

5 課題及び今後の方向性

課題

補助金制度の利用数の向上が課題である。

方向性

周知方法の工夫を検討していく予定である。